

組合員・利用者の皆様へのご案内

当組合では、当組合職員が訪問先で組合員・利用者様から「現金・証書等^(注)」をお預かりする場合は、携帯用端末機画面に電子サイン（お名前を自署）をお願いしています。

なお、組合員・利用者様のご希望により「受取書」、「預り証」を交付することでも対応しております。

お預かりした「証書等^(注)」の返却時に、携帯用端末機画面に電子サイン（お名前を自署）をお願いしています。

携帯用端末機にて「預り証」を交付した場合は所定の手続が終了するまで、「預り証」は大切に保管してください。

証書等^(注)の返却時に「預り証」は回収させていただきます。

当組合職員が訪問先で組合員・利用者様に現金をお渡しする際は、「受領書」に組合員・利用者様から署名・捺印をお願いしています。事前に署名・捺印を頂くことはありません。

当組合職員が組合員・利用者様からご依頼を受けた「入力票等」は、ご本人による自署が原則となっており、※代筆（加筆修正も含む）は禁止されています。

※手続きに定められている場合を除きます。（視覚障がい者様等からご依頼を受け、自署が困難であると判断した場合等）

（注）通帳は除く。